

## 第2編 基本構想

# 第1章 計画の基本方向

## 第1節 群馬県の環境行政を振り返って（2006-2014）

本県では、これまで「群馬県環境基本計画 2006-2015」に基づいて環境行政を推進してきました。ここでは、この計画の成果や課題を5本の施策の柱に沿って、明らかにします。

### ① 地球温暖化の防止

平成18(2006)年度から、県内の事業者に対して、地球温暖化防止に向けた自主的な取組として、「環境G S（Gunma Standard）認定制度」を創設しました。平成26(2014)年度末で2,040事業者が認定を受け、うち1,969事業者（全体の96.5%）から省エネや廃棄物に関する取組についての実績報告が提出されました。

平成21(2009)年度に「群馬県地球温暖化防止条例」を制定し、県民・事業者・行政の役割を明確にするとともに、前年度のエネルギー使用量が原油換算で1,500kl以上の事業者や自動車運送事業者で県内に登録している事業の用に供する自動車の総数が100台以上である事業者など、一定量以上の温室効果ガスを排出する事業者の排出削減計画書提出を義務づけました。事業者数が異なっているため単純比較はできませんが、平成24(2012)年度から平成25(2013)年度の温室効果ガス排出量は6.9%の増加となっています。これは、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴って、全国的に火力発電所の発電量が増加したことで、電気1kWhを発電する際に排出される二酸化炭素排出量（電力排出係数）が上昇したことが主な原因としてあげられます。また、本県の特徴である自動車の使用等に関する対策を明確にし、新車販売時の自動車環境情報の表示・説明やアイドリングストップの周知を義務づけました。

一方で、本県全体での温室効果ガスの排出量は、最新値の平成25(2013)年度は18,699千t-CO<sub>2</sub>となり、当初の目標設定時に把握した平成14(2002)年度の19,651千t-CO<sub>2</sub>から4.8%減少し、前年度からも0.7%減少しました。これは、電力排出係数が上昇した一方、省エネ・節電の取組が進んだことにより、電力消費量が減少したことが主な原因です。

### ② 生物多様性の保全

平成19(2007)年度に「尾瀬」が「日光国立公園」から独立し、公園区域を拡大し、全国29番目の国立公園として、「尾瀬国立公園」に指定されました。

この尾瀬をフィールドとして、平成20(2008)年度から、環境学習を通して、群馬の子どもたちの自然を守る意識と郷土を愛する心を育むことを目的に「尾瀬学校」を推進し、平成26(2014)年度までの7年間で73,992人が尾瀬を訪れています。

平成24(2012)年度には、渡良瀬遊水地が、群馬県2例目のラムサール条約湿地<sup>(注)</sup>として登録されました。

一方で、平成24(2012)年度に、「群馬県レッドデータブック」を改訂したところ、絶滅または絶滅のおそれのある野生生物が908種から1,162種に増加していることが明らかとなりました。

このため、平成26(2014)年度には、生物多様性の保全などを目的に「群馬県希少野生動植物の種の保護に関する条例」を制定するとともに、11種を特定県内希少野生動植物種に指定しました。